

市の申告会場で相談することのできない申告～ご注意ください～

- ◎雑損控除の適用を受ける申告
 - ☞東日本大震災の被害を受けた方で、事前に税務署などで「雑損控除計算書」の作成が済んでいる方は相談可能
 - ◎青色申告
 - ◎平成23年分以前の過年度の申告
 - ◎譲渡所得(株や不動産などを売却した場合の所得)
 - ◎確定損失申告
 - ◎住宅借入金等特別控除(連帯債務の方)の申告
 - ◎住宅関連特別控除(特定増改築など)の申告
 - ◎消費税・贈与税・相続税
 - ◎先物取引
 - ◎外国人の方で、被扶養者が祖国にいる方
- ※その他のケースでも高度な判断を要する場合は、相談の途中でも税務署に行っていただく場合がありますので、ご了承ください。



申告に必要なもの～お忘れなくお持ちください～

申告内容に応じてさまざまですが、「所得」や「所得控除」に関する証明書と「印鑑」が必要です。控除を受ける場合には、控除額が確認できる証明書や領収書をご持参ください。

- ◎印鑑
- ◎所得税確定申告書(税務署から届いている方のみ)
- ◎本人の金融機関名(支店名)・口座番号のわかるもの(還付申告を受ける方)

対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明など
事業所得者・農業所得者・不動産所得者	収支内訳書(必ず記入のうえ持参してください) ※固定資産税を経費として計上する場合は、固定資産税領収書と課税明細書をご参照ください
医療費控除を受ける方	医療費の領収証(原本)、保険などで補てんされた金額の明細書 ※領収書の日付(H24.1.1～H24.12.31)をご確認いただき、受診者や病院別に集計してください
社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収証または納付済額証明書
生命保険料・介護医療保険料・地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料・生命保険料・介護医療保険料控除証明書や地震保険料控除証明書・長期損害保険料控除証明書(平成18年末までに契約締結された分)
住宅借入金等特別控除を受ける方	原本：住民票・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 写し：家屋(土地も含む)の登記簿謄本・請負(売買)契約書・その他(認定通知書など)
市外在住者を扶養にとる方	被扶養者の住所・氏名・生年月日がわかるもの

※収支内訳書の用紙は、市役所各庁舎・中央出張所の窓口に設置してあります。なお、農業所得用は農協・漁協の窓口にも設置してあります。

税の申告相談

～忘れずに！お早めに！～

2月14日(木)
3月15日(金)

申告相談の日程と場所は次のページを参照してください。地域割の指定日以外でも、都合の良い時間に余裕を持ってお越しください。申告は税額を算出する目的と併せて、所得証明書・非課税証明書の交付などに必要です。期限内に必ず申告しましょう。個人事業者の消費税や地方消費税の申告・納付期限は4月1日(金)までです。

※千代田庁舎ではなく、千代田公民館で申告相談を実施していますので、お間違えのないようお願いいたします。

- 市税や地方税に関するお問い合わせ ☎ 税務課 ☎ 内線 3524～3526
- 所得税や消費税など国税に関するお問い合わせ ☎ 土浦税務署 ☎ 029-822-1100

申告が必要な方～平成25年1月1日に市内にお住まいの方～

平成25年1月1日に市内にお住まいの方は、原則として申告が必要です。

- ◎年末調整が済んでいない方
- ◎給与所得者で、勤務先からの給与支払報告書が市役所へ提出されていない方
- ◎主たる給与のほかに収入があった方
- ◎給与を2カ所以上からもらっている方
- ◎営業・農業・不動産・利子・配当・年金・雑・一時・譲渡などの所得や原稿料、講演料などの収入があった方
 - ※農業所得は、自作・他作にかかわらず耕作収入があった方が対象となります。なお、出荷していなくても収穫があった場合は、農業所得となります。
- ◎市内に在住している方の税法上の扶養親族となっていない方
 - ※単身赴任など市外に住んでいる方の被扶養者となっている場合は、申告が必要です。
- ◎失業保険・遺族年金・障害年金など非課税所得があった方
 - ※証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当受給の基礎資料となりますので、申告が必要です。

申告の方法～ご自身で作成して提出もできます～

確定申告書は、各相談会場で提出することができますが、相談会場は大変混雑しています。ご自身で作成し、次の方法で提出できます。

- ◎郵便で提出する場合
 - ☞自書申告により確定申告書に必要事項を記載して完成した場合は、郵送などで税務署に提出できます。また、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用し、プリンターで印刷したものに源泉徴収票などの必要書類を添付して税務署に郵送で提出できます。
- ◎電子申告で申請する場合
 - ☞電子証明書付の住民基本台帳カードとICカードリーダライダを事前に準備し登録します。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

土浦税務署からのお知らせ ~ 土浦税務署申告案内窓口 ☎ 029-822-1100 ~

◎確定申告会場のご案内

- ☞ 確定申告会場・・・新治ショッピングセンター「さん・あぴお」2階(土浦市大畑 1611)
- ☞ 開設期間・・・2月12日④~3月15日⑤(④⑤を除く) ※ただし、2月24日⑥・3月3日⑥は開設
- ☞ 受付時間・・・9:00 ~ 16:00 (混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります)
- ☞ 相談内容・・・申告相談(所得税、個人事業者に係る消費税、贈与税の確定申告書の作成および提出)
※納付相談および現金納付の業務は行っていません。
- ☞ 不明な点は、土浦税務署にお問い合わせください。「さん・あぴお」へのお問い合わせはご遠慮ください。

◎公的年金などを受給されている方へ

- ☞ 平成23年以後の各年分において、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。
- ※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。また、所得税の還付を受ける場合や、純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合には、所得税の確定申告書の提出が必要となります。

税務課からのお願い ~ 時間に余裕を持って、ご来場ください ~

- ◎申告期間中は、税務課窓口での申告相談は行っていません。
- ◎還付申告は2月13日以前でも土浦税務署で受け付けしていますので、早めの申告を心掛けてください。
- ◎市では市・県民税の申告書および各種収支内訳書(一般・農業・不動産)などは送付しませんので、自書申告をされる方は市役所各庁舎・中央出張所の窓口でお受け取りください。
- ◎申告期限が間近に迫りますと大変混雑しますので、持参する書類など不備のないようご確認のうえ、時間に余裕を持ってご来場ください。

平成25年度の住民税における生命保険料控除が改正されます

◎平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除

- ☞ 新たに介護保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額2.8万円となります(それぞれの合計適用限度額は7万円になります)。

年間の支払保険料など	控除額
12,000円以下	支払保険料などの金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料など×1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料など×1/4 + 14,000円
56,000円超	一律 28,000円

◎平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除

- ☞ 従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの合計適用限度額は3.5万円)が適用となります。

年間の支払保険料など	控除額
15,000円以下	支払保険料などの金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料など×1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料など×1/4 + 17,500円
70,000円超	一律 35,000円

市内の相談会場と対象者 ~ 指定日以外でも、都合の良い日に相談ください ~

◇各会場の開錠は8:00です。

◇午前中の受付が80人になり次第、午後の受付を開始します。

会場および時間	あじさい館		千代田公民館	働く女性の家
	9:00 ~ 11:30	13:00 ~ 16:00	9:00 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00	9:00 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00
平成25年				
2月14日④	*****	*****	*****	還付申告
15日⑤	*****	*****	*****	還付申告
16日⑥	*****	*****	*****	*****
17日⑦	*****	*****	*****	市内全地区
18日⑧	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台	*****	市内全地区
19日⑨	田子内、小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町	*****	市内全地区
20日⑩	柏崎上宿、小常、田端、出戸、芝久保	下高野、下軽部、富士寮	*****	市内全地区
21日⑪	赤塚東、赤塚西、松本、島ノ内	崎浜、加茂団地、平川、御殿	*****	市内全地区
22日⑫	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	*****	
23日⑬	*****	*****	*****	※地区割の指定日以外
24日⑭	*****	*****	*****	でも、都合の良い日でご相談ください。
25日⑮	西原、深谷中台、男神、上大堤、三ツ木、教職員住宅、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地、筑見	七会地区	※千代田公民館での申告相談は2月25日⑯からです。
26日⑯	深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内	七会地区	
27日⑰	幕田、南根本、大成、牧ノ内第二	大和田第一、大和田第二、大和田第三、大和田第四、サンシャインつくば	七会地区	※働く女性の家の申告相談は、2月21日⑱で終了です。
28日⑱	房中、上高谷第2、上高谷第3、宮馬場、千鳥ヶ丘	八田、兵後峰、浜、緑ヶ丘、霞台	下稲吉・稲吉地区	
3月1日⑲	有河、牛渡下郷、牛渡上郷、上高谷	根山、柳梅、外葉、松崎、心道学園	下稲吉・稲吉地区	
2日⑳	*****	*****	*****	
3日㉑	市内全地区	*****	市内全地区	
4日㉒	西成上宿、西成井下宿、西成井横町、上軽部、東京製綱筑波寮	堂山、馬場、馬場山、小原、巽台、酒井住宅、原巻	志筑地区	
5日㉓	天王町、金川、荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	飯岡、天神、天神第一、ピソ天神、かんだつ住宅	志筑地区	
6日㉔	新生、神立開拓、共栄、大和、希望ヶ丘	三晃アパート、鹿ノ山一、鹿ノ山二、鹿ノ山三、東宝ランド、南野	志筑地区	
7日㉕	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿	坂有河、西方、折越、志戸崎西一、志戸崎西二	稲吉東・稲吉南・角来地区	
8日㉖	志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二	横須賀、根本前原、北前原、後路	稲吉東・稲吉南・角来地区	
9日㉗	*****	*****	*****	
10日㉘	*****	*****	*****	
11日㉙	山田、石田、沖ノ内	上根、田伏中台、霞	新治地区	
12日㉚		市内全地区	新治地区	
13日㉛		市内全地区	新治地区	
14日㉜		市内全地区	市内全地区	
15日㉝		市内全地区	市内全地区	

